

申27号



## 人事・賃金制度の見直しに関する 第2次解明交渉(医療)第12回目 ④

### 確認事項

～詳細は交渉のポイントをご覧ください!～

#### ◇第119項 役割手当の支給対象となる職種について

- ・在籍人数にはよらず、少人数の職制においても役割手当の支給対象とする。
- ・少人数の部署に関しても、職場のバランスを見て役割手当の支給対象者を配置していく。

#### ◇第120項 国家資格が必要な技能手当を役割手当と併給しない根拠について

- ・T等級以上には役割手当の中に加味されている。
- ・資格を有する人が仕事以上に成果を出せば、人事考課で評価する。

#### ◇第125項 日直・宿直手当の見直しが必要となる根拠について

- ・見直しについては、関係法令に定められた水準(1日平均賃金の1/3)に抵触する場合、見直しが必要となる。
- ・業務体制が変更となった場合は、現行通り超勤対応として業務量に応じて対応していく。

#### ◇第126項 55歳以上の組合員に定期昇給を行わない根拠について

#### ◇第127項 移行に伴う55歳以上の組合員の基本給変更の有無について

- ・他の医療機関ではあまりない定期昇給がある事を考慮すると、問題があるとは思えない。

[一般職74、75項目回答]と同様の考え

- ・定期昇給は社員の能力伸長に対して支払われるもの。成長しないとはいわないが…。
- ・満55歳以上の定期昇給を行う原資はない。
- ・定年60歳を見据えての制度作りが必要になると同時に、満55歳到達時の水準まで段階的に引き上げることとし、モチベーションを持って働いてもらう。
- ・新等級移行に伴う等級昇格の扱いについては、満55歳以上の社員も対象となる。

#### ◇第129項 医療職の国家資格が社内の職名に適用されない根拠について

- ・職名については、平成2年の医療社員の人事諸制度の改正等により、職名を統合し、職制の明確化、統一を図りシンプルな形としている。
- ・取得した免許名については、呼称として用いることができるとしている。

今回の交渉で、3,625項目から絞り上げた129項目の解明交渉が終了しました!  
全組合員で職場での議論を強化し、働きがいのある人事賃金制度を創り上げよう!!